

# 高校生の通学定期代の一部を助成する制度を開始します

子育て世帯の経済的負担軽減を図り、町民の定住促進を図るとともに町外からの移住を促進するため、通学定期券購入費用の一部を補助します。 ■問合せ セールス戦略課ふるさとプロモーション係 (☎ 23 - 3042)

## 交付対象者

- 以下の条件に該当する高校生の保護者。
- ・町内に住民票があること。(高校生・保護者ともに)
  - ・高等学校等への通学に公共交通機関等を利用し、通学定期券を購入していること。

## 助成金額

一月あたりの通学定期代の1万円を超えた額の3分の2。  
 ※対象月が同一であれば、複数の公共交通機関を合算可能。令和6年4月1日以降に購入した定期券が対象です。

## 申請の流れ (年2回の申請を受け付けます)

利用開始月が



※申請は原則年2回ですが、4月～3月分をまとめて3月1日～3月31日の間に申請することも可能です。

	利用開始月	申請期間
1回目	4月・5月・6月・7月・8月・9月	9月1日～9月30日
2回目	10月・11月・12月・1月・2月・3月	3月1日～3月31日

助成金の申請手続きなどの詳細は、町HP(右記QRコード)または広報誌8月号に改めて掲載しますのでご確認ください。



## 注意事項

- ・令和6年4月1日以降に購入した定期券の写しは必ず保管してください。
- ・ICカード型の定期券の場合、更新時に書きされる前に写しを保存してください。写しがないなど定期券を購入したことが証明できない場合、助成できない場合があります。

# 住宅購入支援金の内容を拡充します

## 対象住宅

- 新築住宅の場合
    - ・建築年月日が令和4年1月1日以降(従来と変更なし)
  - 中古住宅
    - ・所有権に関する登記が令和6年4月1日以降
  - 建物の条件
    - ・玄関、台所、浴室、便所および居室を有する
    - ・自己の居住部分の面積が30㎡以上
    - ・店舗併用の場合は住宅部分の面積が2分の1以上
- ※建物の増改築は対象になりません

## 交付対象者

- ・住宅の所有者である個人
- ・住宅の住所に住民票がある方
- ・5年以上、対象住宅に居住する意図がある方
- ・申請者および同一世帯の居住者に市町村税の未納がないこと
- ・3親等以内の親族からの購入、相続または贈与により取得していないこと
- ・公共事業等に伴う住宅移転補償、損害賠償を受けていないこと
- ・日本人である、または外国人であって当該外国人が日本国に永住権を有していること

## 支援金額

基本額：建築区域	加算額：世帯状況		
	子育て世帯 70万円	複数世帯 30万円	単身世帯 15万円
居住誘導区域 30万円	100万円	60万円	45万円
用途地域：宅地域外 20万円	90万円	50万円	35万円
用途地域外 15万円	85万円	45万円	30万円

子育て世帯：申請時において、中学生以下の子どもを扶養し、かつ同居している世帯  
 複数世帯：子育て世帯を除く世帯人員が2名以上  
 単身世帯：世帯人員が1名のみ

## 建築区域

町ホームページに掲載の情報をご確認ください。

支援金の金額は、住宅の建築区域と居住する方の世帯状況によって異なります。詳細は町HP(右記QRコード)でご確認ください。



# 「新庁舎建設検討委員会 検討報告書」が提出されました

令和6年2月21日に、当別町新庁舎建設検討委員会委員長から検討結果の報告書が町長へ提出されました。この報告書には、令和4年度から事業費の縮減や既存施設活用の検討、町をとりまく社会情勢の変化への対応などのさまざまな議論を進めてきた内容と、それを踏まえた委員会の考え方として「整備方針」がまとめられています。

全文は、町ホームページ(右記QRコード)からご確認いただけます。



## 整備方針

1. 庁舎建設の目指すべき整備方針は「新築」を基本とし、既存施設を活用した分散配置も含めた整備とする。
2. 建設時期は、町を取り巻く情勢を見定めるため、遅らせることもやむを得ない判断と考える。
3. 「新築」までの期間は、現庁舎の耐震性の確保が優先事項となるため、早急に調査を行い耐震補強に向けた検討を進めることが必要と考える。
4. 検討委員会にて議論を進めてきた、まちづくりに寄与する庁舎建設などの、基本構想に伴う意見は庁舎建替え等に対する提言とする。
5. 既存施設を活用した分散配置については、建設時期までの期間においても積極的に活用し利便性の向上など有効性を確認していく。

広 告

広 告

広 告

広 告

# 福祉関係の各計画を策定しました

## ◆第9期 当別町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6～8年度）

高齢者が可能な限り住み慣れた地域や自宅で生きがいに満ちた日常生活を営むことができるよう、地域全体で支えていく「地域包括ケアシステム」の深化を進めるため策定しました。

### ▼問合せ

- ・介護課高齢者支援係（ゆとろ内・☎27 - 5131）
- ・介護課介護保険係（ゆとろ内・☎23 - 3029）

### 基本理念

「ともに支え合い安心して生きがいを感じられるまちづくり」

### 基本目標

#### ①住み慣れた地域で

##### 暮らし続けられるまちづくり

相談機能を充実させ、情報提供や周知を図ります。また、医療・介護の連携を推進し、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう早期発見・対応の仕組みづくり、家族・介護者の支援等のケア体制を整備します。

成年後見支援センターでは認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を養護するため、成年後見制度の利用に関する相談や手続きなどについて支援します。

#### ②健やかに自分らしく

##### 暮らせるまちづくり

心身の機能低下をできるだけ防ぎ、健康でいきいきと暮らしていけるよう健康づくりなどを推進します。

介護予防のため健診データなどを活用した施策や事業を企画します。

地域の高齢者の自発的な取り組み、幅広い生活支援の担い手の活動等を支援します。

#### ③地域とつながり、 備えるまちづくり

住民同士が当たり前のように日常につながり、支え合う町を目指し、住民が集い、交流する場づくりを進めます。

また、災害時・緊急時や治療法が確立されていない感染症や感染力の強い感染症が発生した場合に備え、関係機関と連携しながら、迅速かつ効率的な支援、情報の共有や提供できる体制を整備します。

## ◆当別町障がい福祉基本計画

障がいのある方の自立生活や社会参加の促進等を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し策定しました。

この計画は3つの計画を一体的に策定しています。

- ・障がい者基本計画（第5次・令和6年度～11年度）  
～基本理念と背策の展開について
- ・障がい福祉計画（第7期・令和6年度～8年度）
- ・障がい児福祉計画（第3期・令和6年度～8年度）  
～福祉サービス等の見込み量や、体制確保の方策について

### ▼問合せ

介護課障がい支援係  
（ゆとろ内・☎25 - 2665）

### 基本理念

- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指します
- ③地域の支援力を高めます

### 基本方針

- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活  
・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりを目指します